

令和8年8月4日（火）

令和8年度第1回岡山県消費生活懇談会

## ＜資料2＞

### 第5次岡山県消費生活基本計画に係る施策の実施計画

|                       |   |
|-----------------------|---|
| ▪ 第5次岡山県消費生活基本計画（概要版） |   |
| ▪ 基本計画の概要             | 1 |
| ▪ 重点施策の目標値            | 2 |
| ▪ 基本計画の変更点            | 3 |

### [参考資料]

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| ▪ 県内の消費生活相談体制の状況            | 4  |
| ▪ 地域における見守りネットワークの構築について    | 5  |
| ▪ 令和8年度 消費者被害防止広報啓発事業について   | 6  |
| ▪ 消費生活相談啓発事業について            | 8  |
| ▪ ネット時代の消費生活講座（チラシ）         | 9  |
| ▪ 第5次岡山県消費生活基本計画に係る施策（取組）一覧 | 10 |

# 第5次岡山県消費生活基本計画の概要

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 【策定の趣旨】

- ・消費者を取り巻く環境の変化等に対応するため、国の「第5期消費者基本計画」等を踏まえ、「第5次岡山県消費生活基本計画」を策定し、今後の施策を一層総合的・効果的に推進する。

### 【位置付け】

- ・岡山県消費生活条例第9条第1項に基づき策定する消費生活に関する基本的な計画
- ・消費者教育の推進に関する法律第10条第1項に基づき策定する消費者教育推進計画

### 【期間】

- ・令和8(2026)年度～令和12(2030)年度(5年間)

## 第2章 消費生活をめぐる現状と課題

### 【最近の社会状況】

- 高齢化の進行及び高齢者単独世帯の増加
- デジタル化の急速な進展、取引環境の複雑化・多様化
- 在留外国人等の増加による消費の拡大
- 自然災害の激甚化・頻発化等に伴う緊急時の対応
- 持続可能な社会の実現に向けた取組の拡がり

### 【消費者政策の基本的な方向性と目指すべき姿】 (国の消費者基本計画)

#### 【基本的な方向性】

- 消費者政策の価値規範に関する考え方の転換
- 消費者法制度の再編・拡充

#### 【目指すべき姿】

- 消費者が信頼できる公正な取引環境の確保
- 全ての世代における「消費者力」の実践
- 持続可能で包摂的な社会の実現

### 【今後の課題】

- 消費生活相談体制の充実  
→ 県消費生活センターの対応機能の充実及び市町村の消費生活相談体制の充実支援
- 配慮を要する消費者の被害防止  
→ 高齢者等配慮の必要な消費者に対し、その特性を踏まえたきめ細かな対策
- ライフステージに応じた消費者教育の実施 → 各段階に応じた体系的な消費者教育の実施

## 第3章 目標と取組

### ◆ 基本目標Ⅰ 消費者被害の防止・救済

- 重点施策 消費生活相談体制の充実
- 重点施策 配慮を要する消費者の被害防止

### ◆ 基本目標Ⅱ 消費者教育の推進

- 重点施策 ライフステージに応じた消費者教育の実施

### ◆ 基本目標Ⅲ 消費者の主体的な活動への支援

### ◆ 基本目標Ⅳ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

### ◆ 基本目標Ⅴ 安全・安心な商品・サービスの確保



目標値を設定

## 第4章 計画の進め方

### 推進体制

庁内連絡調整、消費者被害等の情報共有と迅速な対応

### 県民等との連携

様々な団体との連携、協力による効果的な施策の実施

### 国や市町村等との連携

積極的な情報共有や連携、適切な役割分担

### 取組状況調査及び見直し

岡山県消費生活懇談会の意見を踏まえた施策の見直し

### 諸情勢の変化への対応

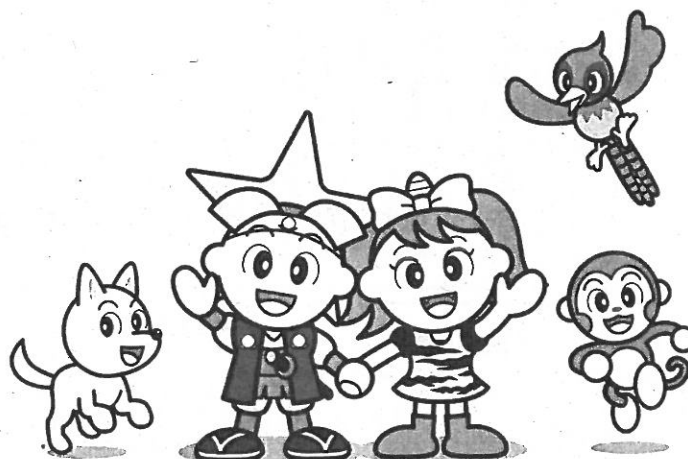
消費者政策の変更等に伴う、適時適切な計画の見直し

(別表) 第5次岡山県消費生活基本計画 目標値

| 重点施策                             | 目標項目                                          | 計画策定時                | 目標値                   |
|----------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------|-----------------------|
| 1<br>消費生活相談体制の<br>充実             | 消費生活センター設置市町村の県内人口<br>カバー率                    | 85.9%<br>(R7)        | 90.0%<br>(R12)        |
|                                  | 消費生活相談員を配置する市町村数<br>(派遣相談員を含む)                | 16市町<br>(R7)         | 27市町村<br>(R12)        |
|                                  | 県内の消費生活相談員の研修参加率                              | 89.1%<br>(R6)        | 100%<br>(R12)         |
|                                  | 消費者ホットライン188の認知度<br>(「言葉も内容も知っている」)           | 17.9%<br>(R6)        | 30.0%<br>(R12)        |
| 2<br>配慮を要する消費者<br>の被害防止          | 「消費者安全確保地域協議会」*1を設置<br>した市町村の数                | 5市<br>(R7)           | 10市町村<br>(R12)        |
|                                  | 高齢者や障害のある人を対象とした出前<br>講座等の実施回数<br>(5年累計)      | 102回<br>(R2～R6累計)    | 160回<br>(R8～R12累計)    |
| 3<br>ライフステージに応<br>じた消費者教育の実<br>施 | 消費者啓発セミナー等の受講者数<br>(5年累計)                     | 19,719人<br>(R2～R6累計) | 30,000人<br>(R8～R12累計) |
|                                  | 実践的な消費者教育教材*2を活用した<br>授業等を実施する公立の高等学校等の割<br>合 | 98.5%<br>(R6)        | 100%<br>(R12)         |

\*1 高齢者等の消費者被害防止や被害の早期発見のために、地域の福祉関係者、事業者、警察等が連携して、必要な情報交換、見守り活動等を行う組織（消費者安全法に規定）

\*2 「発達段階別消費者教育教材」・「若者向け消費者啓発冊子」・「障害のある人向けの消費者教育教材」（県作成）、  
「社会への扉」（消費者庁作成）



岡山県マスコット「ももっち・うらっちと仲間たち」

## 第5次岡山県消費生活基本計画の変更点について

基本目標Ⅲ 消費者の主体的な活動への支援

重点目標1 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進

| 頁  | 2月懇談会時点                                                                                                                                                          | 最終                                                                                                                                                                         |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 32 | 公正で持続可能な社会を目指して、人や社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費（倫理的消費）」への関心が高まっています。                                                                                                  | 公正で持続可能な社会を目指して、人や社会・環境等に配慮した消費行動である「エシカル消費（倫理的消費）」への関心が高まっています。                                                                                                           |
| 32 | <p>〈施策の方向〉①エシカル消費（倫理的消費）の普及啓発</p> <p>（前略）</p> <p>また、環境や資源に配慮した商品やサービスは、通常のものに比べて高価格な場合があることから、より良い消費行動のためには商品の適正価格への理解の促進も必要であり、講座やイベント等を通じて、そうした意識の醸成を図ります。</p> | <p>〈施策の方向〉①エシカル消費（倫理的消費）の普及啓発</p> <p>（前略）</p> <p>また、環境や資源等に配慮した商品やサービスは、通常のものに比べて高コストとなる場合があることなどから、より良い消費行動のためにはコストの適正な価格転嫁への理解の促進も必要であり、講座やイベント等を通じて、そうした意識の醸成を図ります。</p> |

## 県内の消費生活相談体制の状況(R8.4.1現在)

### 1 県消費生活センターの状況

| 区 分       | 設置年月    | 相談員数 (人) | PIO-NET配備 |
|-----------|---------|----------|-----------|
| 県消費生活センター | S 45. 4 | 13       | ○         |
| (津山分室)    | S 49. 1 | 2        | ○         |
| 計         |         | 15人      |           |

### 2 市町村の状況

(1) 消費生活に関する相談窓口 …… ※全市町村に設置

(2) 消費生活センター設置・消費生活相談員配置・PIO-NET配備の状況

| 区分          | 市町村名                          | センター設置年月                                                | 相談員配置 | PIO-NET配備        |
|-------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------|-------|------------------|
| 消費生活センター設置  | 岡 山 市                         | H 9. 4                                                  | ○     | ○                |
|             | 倉 敷 市                         | H13. 4                                                  | ○     | ○                |
|             | 津 山 市                         | H18. 4                                                  | ○     | ○                |
|             | 笠 岡 市                         | H22. 4                                                  | ○     | ○                |
|             | 井 原 市                         | H27. 6                                                  | 欠     | ○                |
|             | 総 社 市                         | H29. 1                                                  | ○     | ○                |
|             | 新 見 市                         | R 8. 4                                                  | ○     | ○                |
|             | 瀬 戸 内 市                       | H30. 1                                                  | ○     | ○                |
|             | 赤 磐 市                         | H29. 4                                                  | ○     | ○                |
|             | 真 庭 市                         | H23. 7                                                  | ○     | ○                |
|             | 浅 口 市                         | H23. 4                                                  | 欠     | ○                |
|             | 計 (11市)                       |                                                         | 9     | 11               |
| 消費生活センター未設置 | 窓口<br>に<br>相談員<br>を<br>配置     | 備 前 市                                                   | —     | ○                |
|             |                               | 早 島 町                                                   | —     | ○                |
|             |                               | 矢 掛 町                                                   | —     | ○                |
|             |                               | 計 (3市町)                                                 | 3     | 3                |
|             | 相談員<br>による<br>定期相<br>談を実<br>施 | 玉 野 市                                                   | —     | ○ (月2回)          |
|             |                               | 美 作 市                                                   | —     | ○ (月1回)          |
|             |                               | 勝 央 町                                                   | —     | ○ (月1回)          |
|             |                               | 吉備中央町                                                   | —     | ○ (月2回)          |
|             |                               | 計 (4市町)                                                 | 4     | 2                |
|             | その他                           | (9市町村)<br>高梁市、和気町、里庄町、新<br>庄村、鏡野町、奈義町、西粟<br>倉村、久米南町、美咲町 | —     | 里庄町、鏡野町<br>(2市町) |
|             | 合 計                           | 11市                                                     | 16市町  | 18市町             |

※ PIO-NET(パイオネット): 国民生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費者から消費生活センター等に寄せられる消費生活に関する苦情等の相談情報の収集を行うシステム。

## 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の構築について

1 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)とは

地域における高齢者等の消費者被害防止や被害の早期発見のために、地域の福祉関係者、事業者、警察等が連携して、必要な情報交換、見守り活動等を行うネットワーク(消費者安全法第11条の3)。

## 2 第5次岡山県消費生活基本計画(R8年度～R12年度)における目標値

『消費者安全確保地域協議会』を設置した市町村の数

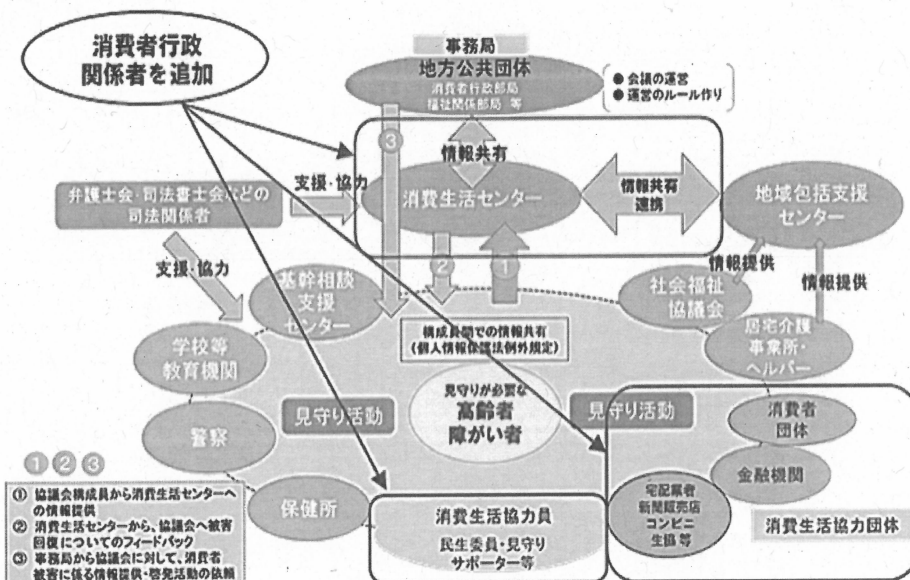
R7年度5市 → R12年度10市町村

### 3 県内の協議会設置状況 5市(R8.6月末現在)

| 地 区 |                               | 設置時期                                              | 設 置 形 態                                                                    |
|-----|-------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 岡山市 | 五城学区<br>福渡学区<br>御津南学区<br>御津学区 | H28. 9. 16<br>R4. 5. 26<br>R5. 6. 20<br>R6. 4. 19 | 小学校区・地区単位で、各種地域団体が連携して安全で安心な地域づくりを推進する「安全・安心ネットワーク（高齢者福祉関係を含む）」の枠組みを生かして設立 |
| 浅口市 | 全 域                           | H29. 5. 30                                        | 既設の高齢者虐待等防止協議会を消費者安全確保地域協議会に位置付ける形で設立                                      |
| 井原市 | 全 域                           | R2. 4. 1                                          | 既設の高齢者権利擁護推進会議を消費者安全確保地域協議会に位置付ける形で設立                                      |
| 笠岡市 | 全 域                           | R2. 11. 1                                         | 既設の地域ケア会議（介護保険関係）を消費者安全確保地域協議会に位置付ける形で設立                                   |
| 真庭市 | 全 域                           | R5. 4. 1                                          | 成年後見制度の「権利擁護推進会議」と消費者安全確保地域協議会の機能を併せ持つ会議体を設立                               |

※全国の協議会設置状況：573自治体（R8(2026)年2月末現在）

#### 4 協議会のイメージ



### 【協議会の役割】

構成員間での必要な  
情報交換、協議

### 【構成員の役割】

消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守り、必要な取組を実施

## 5 協議会設置のメリット

- ・地域の関係機関の連携強化が図られ、地域の様々な問題解決がスムーズになる。
- ・見守り活動に必要な情報を協議会の構成員で効果的に共有することができる。  
※個人情報の共有を図るための法的根拠がある。(消費者安全法第11条の4)」
- ・住民のつながりが強い地域としてアピールでき、悪質業者に対する抑止につながる。

## 消費者被害防止に向けた広報・啓発（くらし安全安心課）

### 1 令和8(2026)年度事業計画

#### (1) 消費者被害防止のための啓発活動

悪質商法や特殊詐欺等による消費者被害は、高齢者を中心に後を絶たない状況にある。また、成年年齢引き下げ後、新成人など若年者への消費者被害の拡大も懸念されていることから、引き続き啓発活動を実施する。

#### (2) 外国人の消費者力アップ事業

令和7(2025)年度に作成した英語、ベトナム語の啓発チラシに加え、今年度は中国語（簡体語、繁体語）や韓国語等、6種類を作成し、さらなる情報発信を行う。

#### (3) 消費者ホットライン（188）及び相談窓口の周知啓発

消費者トラブルの注意喚起や身近な消費生活相談窓口を案内する消費者ホットライン（188）について、各種媒体の活用や、市町村への巡回PRなどにより、より強力な啓発活動に取り組む。

### 2 令和7(2025)年度事業実績

#### (1) 外国人の消費者力アップ事業

県内の外国人向けに、注意すべき消費者トラブルや県外国人相談センターの通訳を利用した相談方法等についての情報発信を行うための啓発チラシを作成し、関係機関に配布した。

○ 言語 日本語、英語、ベトナム語（各2,000枚）

○ 配布先 県関係課・関係施設、市町村消費者行政担当課、県内外国人相談窓口

#### (2) 啓発資材の提供

ア 対象 市町村及び岡山県消費生活問題研究協議会（県消協）が行う消費者被害防止のための啓発活動

##### イ 啓発資材の種類

##### ① 啓発リーフレット・チラシ

[県作成]

- ・笑顔でくらす虎の巻～被害にあわない対応策教えます～
- ・若者のための消費者トラブル対処法 ～これだけは知っておこう～
- ・「消費者市民社会」ってなに？
- ・お待ちなすって！！それ！悪質商法かも！？

[購入]

- ・気をつけて！悪質商法・詐欺のこんな手口

##### ② 啓発グッズ

[購入]

- ・ポケットティッシュ
- ・救急絆創膏

③ のぼり（貸出し）

〔県作成〕

- ・消費者月間（３種類）
- ・１８８（３種類）

④ たすき（貸出し）

- ・消費者被害を撲滅しよう！

（３）各種広報媒体を活用した啓発

| 媒体                      | 内容                        | 放送・掲載日等           |
|-------------------------|---------------------------|-------------------|
| R S K ラジオお知らせ<br>(対談方式) | グリーン志向消費                  | 5/12              |
| S N S (X 及び Facebook)   | 消費者月間<br>金融教育 (J-FLEC)    | 5/12<br>1/14、3/19 |
| S N S (X)               | 金融広報 (J-FLEC)             | 7/31              |
| 県広報紙「晴れの国おかやま」          | 宅配の再配達削減<br>消費者ホットライン 188 | 4月号<br>5月号        |
| デジタルサイネージ<br>(イオンモール岡山) | 消費者月間 (ポスター)              | 5/1～5/10          |

## 消費生活相談啓発事業(R8～)について

### 1 事業の目的

高齢化の進行、デジタル化の急速な進展等により消費生活を取り巻く環境が大きく変化する中、消費者問題は複雑化・多様化しており、消費生活センター等の消費生活相談窓口の重要性は増している。一方で相談窓口につながる「消費者ホットライン１８８（いやや）」の県民の認知度は依然低調である。

このような状況を踏まえ、県民に対し、消費生活上の悩みやトラブル時に気軽に利用できる「消費者ホットライン１８８（いやや）」の県民の認知度を上げることが目的として実施する。

### 2 事業の内容・・・「消費者ホットライン１８８（いやや）」の周知

- ・啓発グッズ、チラシの作成配布（催事、行政機関、公共施設等）
- ・各種媒体を活用した広告（SNS、サイネージ等）

等

### 3 事業の進め方

「１８８」及び相談窓口の認知度向上等のため、委託事業や県の広報媒体の活用等により効果的な啓発活動を実施する。

# ネット時代の消費生活講座

～そなえよう！こんなトラブル増えてます！～

講師派遣  
無料



## 県内各地に講師を派遣します。

消費者庁イラスト集より

※消費者ネットの消費者問題の専門家が担当します

### こんな場面でご利用ください

- ・地域活動のちょっとした集まりの機会に
- ・高齢者のサロンや茶話会のときに
- ・学生さんや若者の集まりのときに
- ・福祉関係の勉強会の一環として
- ・その他、消費者問題で学習したいとき

### 受講するには

- ・原則、会場はお申込者でご準備ください。  
(オンライン対応は応相談にて)
- ・1時間～1.5時間程度(応相談)
- ・下記必要事項を、電話・FAX・メールまたは  
右の二次元コードからお申込みください。

### <こんなこと学べます>

- ・悪質なネット広告の見抜き方や  
トラブルを避けるポイント
- ・消費者トラブルの最新動向
- ・自分が被害に遭わないだけでなく、  
周囲の人が被害に遭っていないか  
気づくポイントや地域  
見守りの重要性
- ・困ったときの対処法

こちらからも申込みできます→



|       |             |            |             |
|-------|-------------|------------|-------------|
| お申込日  | 年 月 日       |            |             |
| 開催日時  | 第一希望        |            | 第二希望        |
|       | 年 月 日 : ~ : |            | 年 月 日 : ~ : |
| 開催場所  | 会場名:        | 参加予定<br>人数 | 人           |
|       | 住所:         |            |             |
| お申込団体 |             |            |             |
| ご連絡先  | 部署:         | 電 話:       |             |
|       | 氏名:         | メー ル:      |             |

お申込み・お問合せ  
はこちらまで



受託団体:NPO法人 消費者ネットおかやま



岡山市北区奉還町1-7-7

TEL:086-230-1316 FAX:086-230-6880

e-mail npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp

## 第5次岡山県消費生活基本計画に係る施策(取組)一覧

### 基本目標Ⅰ 消費者被害の防止・救済

#### 【重点目標1】消費生活相談体制の充実

| 施策の方向            | 番号 | 施策(取組)名                         | 施策(取組)の概要                                                                                                                                       | 担当部署                   | 備考                                              | R8<br>実施の有無 |
|------------------|----|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-------------------------------------------------|-------------|
| 1 県消費生活センターの充実   | 1  | 消費生活相談の実施                       | 県消費生活センターにおいて、消費者からの様々な消費生活に関する相談を受け付け、助言・情報提供や解決に向けたあっせん等を行います。                                                                                | 県民生活部消費生活センター          |                                                 | ○           |
|                  | 2  | 法律特別相談(弁護士相談)の実施                | 県消費生活センターで受けた消費生活相談のうち、専門的な法律知識が必要なケース等について、法律相談日を設けて弁護士による相談を行います。                                                                             | 県民生活部消費生活センター          |                                                 | ○           |
|                  | 3  | 相談事例研究会の開催                      | 弁護士などの法律専門家を交えた相談事例研究会を定期的に開催し、事例の分析等を通じて、より良い解決方法などについて研究を行います。                                                                                | 県民生活部消費生活センター          |                                                 | ○           |
|                  | 4  | 全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)の活用 | 県及び市町村の消費生活センターで受け付けた相談情報を、国民生活センターのデータベース「全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)」に登録し、蓄積して、円滑な相談処理のために活用します。<br>また、蓄積された情報の分析等を行った上で、消費者への注意喚起や啓発等に活かします。 | 県民生活部消費生活センター          |                                                 | ○           |
|                  | 5  | 消費者啓発セミナー(出前講座)の実施              | 県内各地の各種の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、幅広い層(高齢者、障害者、支援者、生徒・学生・若者、教職員・保護者、事業者、各種団体)に対して、その対象に応じた消費者被害防止のための啓発講座を実施します。                             | 県民生活部消費生活センター          | 再掲<br>15,19,42,<br>47,56,61,<br>65,68,70,<br>73 | ○           |
|                  | 6  | 消費生活講座の開催                       | 県消費生活センターにおいて、一般消費者を対象に、年間数回、消費生活に役立つテーマで講座を実施します。                                                                                              | 県民生活部消費生活センター          | 再掲<br>45                                        | ○           |
|                  | 7  | くらしの一日教室の開催                     | 団体・グループを対象に、県消費生活センターの施設見学と合わせて、消費者被害防止などの啓発講座を実施します。                                                                                           | 県民生活部消費生活センター          | 再掲<br>46                                        | ○           |
|                  | 8  | アウトリーチの実施                       | 啓発講座等への参加が難しい高齢者等を対象に、消費者啓発団体等による戸別訪問を実施し、情報提供や注意喚起を行います。                                                                                       | 県民生活部消費生活センター          | 再掲<br>16,55                                     | ○           |
|                  | 9  | 生活情報サロンでの情報提供                   | 県消費生活センターの生活情報サロンに、消費者教育情報コーナーやビデオ・DVDライブラリーを設けて、各種の情報提供を行うとともに、リーフレット・教材・パネル等の提供・貸出等を行います。                                                     | 県民生活部消費生活センター          | 再掲<br>94                                        | ○           |
| 2 市町村の相談体制充実への支援 | 10 | 市町村での消費生活相談体制の充実促進              | 市町村に消費生活センターの設置や消費生活相談員の配置を働きかけるとともに、新たに消費生活センターを設置する市町村等からの要請に応じて、県消費生活センターに研修生等を受け入れるなど必要なサポートを行います。                                          | 県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター |                                                 | ○           |
|                  | 11 | 市町村消費者行政担当者会議の開催                | 住民に身近な市町村に、消費者被害防止等の第一線としての役割を果たしてもらえよう、市町村の担当職員等を集めた担当者会議を開催し、緊密な連携のための情報の共有等を図ります。                                                            | 県民生活部くらし安全安心課          |                                                 | ○           |
|                  | 12 | 市町村の消費生活相談員等への研修等の実施            | 県消費生活センターにおいて、市町村の消費生活相談員及び担当行政職員を対象とした各種研修等(初任者研修、レベルアップ研修、事例研究会等)を実施します。                                                                      | 県民生活部消費生活センター          |                                                 | ○           |
|                  | 13 | 消費生活相談巡回指導                      | 市町村における相談体制の充実・強化のために、専門性を備えた相談員等が巡回して、市町村の消費生活相談窓口の相談員及び担当職員等に対して、実地に相談業務に関する助言・指導を行います。                                                       | 県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター |                                                 | ○           |

#### 【重点目標2】配慮を要する消費者の被害防止

| 施策の方向                                 | 番号 | 施策(取組)名                         | 施策(取組)の概要                                                                                                                                                                            | 担当部署          | 備考                                             | R8<br>実施の有無 |
|---------------------------------------|----|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------|-------------|
| 1 高齢者等の消費者被害を防止するための地域の見守りネットワーク構築の促進 | 14 | 地域の見守りネットワークづくりへの支援             | 地域の高齢者や障害のある人などの配慮を要する消費者の消費者被害を防止するため、市町村の消費者行政部門のみならず、福祉部門や防犯部門等と連携したネットワークづくりが進められるよう、関係部門との意見交換などを通じて、重層的な取組を支援します。<br>また、この見守りネットワークを、消費者安全法で制度化された消費者安全確保地域協議会として設置できるよう支援します。 | 県民生活部くらし安全安心課 | 再掲<br>18                                       | ○           |
|                                       | 15 | 消費者啓発セミナー(高齢者、支援者向け出前講座)の実施(再掲) | 民生委員や訪問介護員などの福祉関係者や消費者団体関係者等の会合等に、要請に応じて県消費生活センターからの講師を派遣し、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者の効果的な連携方法などに関する講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。                                               | 県民生活部消費生活センター | 再掲<br>5,19,42,<br>47,56,61,<br>65,68,70,<br>73 | ○           |
|                                       | 16 | アウトリーチの実施(再掲)                   | 民生委員とともに消費者啓発団体等による高齢者宅の戸別訪問を実施し、情報提供や注意喚起を行います。                                                                                                                                     | 県民生活部消費生活センター | 再掲<br>8,55                                     | ○           |

| 施策の方向                  | 番号 | 施策(取組)名                         | 施策(取組)の概要                                                                                                                                                                                                                                                   | 担当部署                | 備考                                             | R8<br>実施の有無 |
|------------------------|----|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------------------------------------------|-------------|
| 2 障害のある人の支援ネットワーク構築の促進 | 17 | 障害のある人の安全安心な消費生活支援ネットワーク事業      | 消費者トラブルの防止など、地域で障害のある人の安全安心な消費生活を支えるため、消費生活センターと関係団体・支援機関等との連携・協働の下に、障害特性に配慮した消費者教育教材の開発や講座等に取り組みながら、消費生活相談を含む幅広い支援ネットワークの構築を目指します。<br>知的障害のある人に配慮して開発した教材(「毎日の生活で困ったとき、どうすればいいのかな? (社会生活授業バック) 」)を活用した効果的な講座等を実施するとともに、聴覚障害・視覚障害のある人に配慮した教材を活用した講座等を実施します。 | 県民生活部消費生活センター       | 再掲<br>54                                       | ○           |
|                        | 18 | 地域の見守りネットワークづくりへの支援(再掲)         | 地域の障害のある人などの配慮を要する消費者の消費者被害を防止するため、市町村の消費者行政部門のみならず、福祉部門や防犯部門等と連携したネットワークづくりが進められるよう、関係部門との意見交換などを通じて、重層的な取組を支援します。<br>また、この見守りネットワークを、消費者安全法で制度化された消費者安全確保地域協議会として設置できるよう支援します。                                                                            | 県民生活部くらし安全安心課       | 再掲<br>14                                       | ○           |
|                        | 19 | 消費者啓発セミナー(障害者、支援者向け出前講座)の実施(再掲) | 民生委員や訪問介護員などの福祉関係者や消費者団体関係者等の会合等に、要請に応じて県消費生活センターからの講師を派遣し、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者の効果的な連携方法などに関する講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。                                                                                                                      | 県民生活部消費生活センター       | 再掲<br>5,15,42,<br>47,56,61,<br>65,68,70,<br>73 | ○           |
| 3 若年者の消費者被害防止          | 20 | 青少年のインターネットの適正な利用に係る普及啓発等の推進    | 岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例に基づき、関係機関と連携して、インターネットの適切な利用や、フィルタリングの活用など有害情報による青少年の被害防止を図るための知識の普及を図るとともに、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施します。                                                                                                                          | 子ども・福祉部子ども家庭課       | 再掲<br>51                                       | ○           |
|                        | 21 | 青少年健全育成に向けた講師の派遣                | スマートフォン・インターネットの適切な利用など、青少年健全育成の分野において専門的知識を有する講師を各種団体が青少年健全育成をテーマに開催する講演会等に派遣します。                                                                                                                                                                          | 子ども・福祉部子ども家庭課       | 再掲<br>58,87                                    | ○           |
|                        | 22 | 非行防止教室                          | スマートフォン等の使用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、携帯電話事業者と協働して、小・中・高等学校等においてインターネットモラルの向上を目的とした非行防止教室を実施します。                                                                                                                                                                   | 警察本部少年課             | 再掲<br>59,88                                    | ○           |
|                        | 23 | 保護者等のスマホ・ネット問題への理解の促進           | 「スマホ・ネットのメリットとデメリット」「スマホ・ネット利用をセルフモニタリングしてみよう!!」「今こそ、見直そう! わが家のスマホ・ネットルール」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進します。                                                                                                                                       | 教育庁生涯学習課・人権教育・生徒指導課 | 再掲<br>60,90                                    | ○           |
| 4 外国人の消費者トラブルの解決支援     | 24 | 在住外国人に対する多言語による生活相談、情報提供        | 岡山県外国人相談センターにおいて、在住外国人に対し、多言語による生活相談、情報提供を実施するとともに、専門的な相談については、関係機関や専門機関への取次ぎ等を実施しています。                                                                                                                                                                     | 県民生活部国際課            |                                                | ○           |
|                        | 25 | 多言語翻訳サポートセンターの設置                | 多言語翻訳サポートセンターを設置し、県内観光施設や宿泊施設等を対象に、翻訳サービスを提供することにより、外国人旅行者との円滑なコミュニケーションを支援します。                                                                                                                                                                             | 産業労働部観光課            |                                                | ○           |
|                        | 26 | 外国人の消費者力アップ事業                   | 県内在住の外国人向けに、注意すべき消費者トラブルや困ったときの相談方法等についての多言語資料を作成し、情報発信を行うことで、外国人が安心して生活することができる環境の整備を図ります。                                                                                                                                                                 | 県民生活部くらし安全安心課       |                                                | ○           |
|                        | 27 | 外国人への情報提供                       | 県内在住の外国人に対し、国民生活センター等が作成した多言語によるパンフレットを生活情報サロンに設置し、情報提供や注意喚起を行っています。                                                                                                                                                                                        | 県民生活部消費生活センター       |                                                | ○           |
| 5 消費者の権利擁護             | 28 | 地域包括支援センターによる高齢者の権利擁護事業の充実      | 高齢者の総合相談や権利擁護等の役割を担う市町村の地域包括支援センターにおいて、消費生活センター等との連携強化等も含めて、一層の機能の充実に図られるよう支援します。                                                                                                                                                                           | 子ども・福祉部長寿社会課        |                                                | ○           |
|                        | 29 | 市民後見人養成事業                       | 認知症や一人暮らしの高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため市民後見人の候補者を養成する研修を実施します。                                                                                                                                                                                               | 子ども・福祉部長寿社会課        |                                                | ○           |

### 【重点目標3】 消費者被害からの救済

| 施策の方向        | 番号 | 施策(取組)名              | 施策(取組)の概要                                                                                   | 担当部署          | 再掲 | R8<br>実施の有無 |
|--------------|----|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|----|-------------|
| 1 様々な被害からの救済 | 30 | 県・市町村等における消費生活相談への対応 | 県消費生活センターや各市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口において、消費者からの様々な消費生活に関する相談を受け付け、助言・情報提供や解決に向けたあっせん等を行っています。   | 県民生活部消費生活センター |    | ○           |
|              | 31 | 多重債務者対策の推進           | 多重債務者対策協議会を設置し、多重債務相談など、関係機関・団体が連携して多重債務者対策(ヤミ金融対策を含む。)を推進しています。                            | 県民生活部くらし安全安心課 |    | ○           |
|              | 32 | 貸金業利用者相談の実施          | 貸金業者の業務の適正化を図り、資金需要者等の利益の保護を図るため、貸金業者の登録の有無の確認や登録業者の違法な取立て行為、多重債務などの相談を受け付けます。              | 産業労働部経営支援課    |    | ○           |
|              | 33 | 住宅リフォーム相談窓口の設置       | 市町村の住宅リフォーム相談窓口と、岡山県住宅リフォーム推進協議会が連携し、適切なリフォームの実施に向け、消費者への情報提供を行います。                         | 土木部住宅課        |    | ○           |
|              | 34 | 岡山県消費生活懇話会苦情処理部会の運営  | 消費者からの苦情申出のうち解決が困難なものについては、「岡山県消費生活懇話会苦情処理部会」において、あっせん・調停に付すことにより解決を目指します。                  | 県民生活部くらし安全安心課 |    | ○           |
|              | 35 | 訴訟の援助制度の活用           | 消費者が、苦情処理部会のあっせん又は調停によって解決されなかった等の要件を満たした消費者苦情に係る訴訟が起きたとき、訴訟に関する費用の貸付け、必要な資料の提供その他の援助を行います。 | 県民生活部くらし安全安心課 |    | ○           |

## 基本目標Ⅱ 消費者教育の推進

### 【重点目標1】 ライフステージに応じた消費者教育の実施

| 施策の方向                 | 番号 | 施策(取組)名                                  | 施策(取組)の概要                                                                                                                                                                                          | 担当部署                   | 備考                                             | R8<br>実施の有無 |
|-----------------------|----|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------------------------------|-------------|
| 1 学校教育<br>等での消費者教育の推進 | 36 | 消費者教育コーディネーターの配置                         | 消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。                                                                                                     | 県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター | 再掲<br>69,72                                    | ○           |
|                       | 37 | 就学前段階での消費者教育                             | お店屋さんごっこや買い物ごっこなどの遊び等による買い物や生活経験を通して、お金や物の価値、社会のルールやマナーの基礎を学習します。                                                                                                                                  | 教育庁義務教育課               |                                                | ○           |
|                       | 38 | 小学校段階での消費者教育                             | 3・4学年の社会科で、地域の生産や販売に携わっている人々の動きを、5・6学年の家庭科で、身近な消費生活と環境について学習します。                                                                                                                                   | 教育庁義務教育課               |                                                | ○           |
|                       | 39 | 中学校段階での消費者教育                             | 社会科(公民分野)では、国や地方公共団体が消費者政策を推進する役割を担っていることや消費者の保護について、技術・家庭科(家庭分野)では、消費者の基本的な権利と責任について等を学習します。                                                                                                      | 教育庁義務教育課               |                                                | ○           |
|                       | 40 | 高等学校段階での消費者教育                            | 公民科(公共・政治・経済)において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、契約等の問題などを学習します。                                                                                                                    | 教育庁高校教育課               | 再掲<br>63                                       | ○           |
|                       | 41 | 消費者教育における外部講師の活用                         | 中学校の社会科、技術・家庭科、総合的な学習の時間及び高等学校の公民科、家庭科、総合的な探究の時間を中心とした教科の授業において、さらに実践的な消費者教育を行う上で、外部講師の活用を図ります。                                                                                                    | 教育庁高校教育課・義務教育課         | 再掲<br>64                                       | ○           |
|                       | 42 | 消費者啓発セミナー(学生・若者向け出前講座)の実施(再掲)            | 学校・大学等からの要請に応じて、県消費生活センターから講師を派遣して、生徒・学生等を対象に、契約の基礎知識や若者があいやすい消費者トラブルと対処法などについて啓発講座を実施します。                                                                                                         | 県民生活部消費生活センター          | 再掲<br>5,15,19,<br>47,56,61,<br>65,68,70,<br>73 | ○           |
|                       | 43 | 「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進                | 幼児期から高校生期までの発達段階に応じて県が開発した消費者教育教材(7種)について、学校等と連携して、授業等での効果的な活用を図ることにより、実践的な消費者教育を推進します。                                                                                                            | 県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター | 再掲<br>66,66,<br>92                             | ○           |
|                       | 44 | 消費者教育連絡協議会の設置                            | 消費者教育に関係する庁内課室等で構成する協議会を設置して、県における消費者教育に関する協議等を行い、効果的な教育の推進を図ります。                                                                                                                                  | 県民生活部くらし安全安心課          |                                                | ○           |
| 2 地域社会<br>での消費者教育の推進  | 45 | 消費生活講座(再掲)                               | 県消費生活センターにおいて、一般消費者を対象に、年間数回、消費生活に役立つテーマで講座を実施します。                                                                                                                                                 | 県民生活部消費生活センター          | 再掲<br>6                                        | ○           |
|                       | 46 | くらしの一日教室(再掲)                             | 団体・グループを対象に、県消費生活センターの施設見学と合わせて、消費者被害防止などの啓発講座を実施します。                                                                                                                                              | 県民生活部消費生活センター          | 再掲<br>7                                        | ○           |
|                       | 47 | 消費者啓発セミナー(高齢者、障害者、支援者、各種団体向け出前講座)の実施(再掲) | 地域の各種の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、消費者被害防止のための啓発講座を実施します。                                                                                                                                          | 県民生活部消費生活センター          | 再掲<br>5,15,19,<br>42,56,61,<br>65,68,70,<br>73 | ○           |
|                       | 48 | J-FLEC講師の派遣                              | 経済的に自立し、安心かつ豊かな生活を送るためには、家計管理や生活設計といった基本的な金融知識に加え、それぞれのライフプランに合った金融商品・サービスを選び適切に選択し、安定的な資産形成を行う必要性を理解するなど、金融リテラシーを向上させる必要があります。地域で開催される学習会や講演会、職域における研修会等で、J-FLEC講師派遣制度(無料)の利用促進に向けた広報・啓発活動を実施します。 | 金融広報委員会                | 再掲<br>57,62,<br>82                             | ○           |
|                       | 49 | 消費者月間を中心とした消費者被害防止啓発事業                   | 悪質商法や特殊詐欺などによる被害を防止するため、5月の消費者月間を中心に、消費者団体等と連携し、啓発活動を行います。                                                                                                                                         | 県民生活部くらし安全安心課          |                                                | ○           |
|                       | 50 | 高齢者等の犯罪被害防止啓発事業                          | 犯罪に対して弱い立場にある高齢者等に対して、特殊詐欺を始めとした各種犯罪の被害を防止するため、犯罪情勢に応じた効果的な広報啓発を行います。                                                                                                                              | 県民生活部くらし安全安心課          |                                                | ○           |
|                       | 51 | 青少年のインターネットの適正な利用に係る普及啓発等の推進(再掲)         | 岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例に基づき、関係機関と連携して、インターネットの適切な利用や、フィルタリングの活用など有害情報による青少年の被害防止を図るための知識の普及を図るとともに、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施します。                                                                 | 子ども・福祉部子ども家庭課          | 再掲<br>20                                       | ○           |
|                       | 52 | 特殊詐欺被害防止対策の推進                            | 関係機関等と連携した広報啓発や特殊詐欺被害防止ネットワークと連携した水際対策等を推進します。                                                                                                                                                     | 警察本部生活安全企画課            |                                                | ○           |
|                       | 53 | 悪質商法被害防止対策の推進                            | 悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを作成し広報啓発を行います。                                                                                                                                                                 | 警察本部生活安全捜査課            | 再掲<br>100                                      | ○           |

| 施策の方向                    | 番号 | 施策(取組)名                                | 施策(取組)の概要                                                                                                                                                                                                                                                   | 担当部署                    | 備考                                             | R8<br>実施の有無 |
|--------------------------|----|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------------------------------------------|-------------|
| 2 地域社会<br>での消費者<br>教育の推進 | 54 | 障害のある人の安全<br>安心な消費生活支援<br>ネットワーク事業(再掲) | 消費者トラブルの防止など、地域で障害のある人の安全安心な消費生活を支えるため、消費生活センターと関係団体・支援機関等との連携・協働の下に、障害特性に配慮した消費者教育教材の開発や講座等に取り組みながら、消費生活相談を含む幅広い支援ネットワークの構築を目指します。<br>知的障害のある人に配慮して開発した教材(「毎日の生活で困ったとき、どうすればいいのかな? (社会生活授業バック) 」)を活用した効果的な講座等を実施するとともに、聴覚障害・視覚障害のある人に配慮した教材を活用した講座等を実施します。 | 県民生活部消費生活センター           | 再掲<br>17                                       | ○           |
|                          | 55 | アウトリーチの実施<br>(再掲)                      | 啓発講座等への参加が難しい高齢者等を対象に、消費者啓発団体等による戸別訪問を実施し、情報提供や注意喚起を行います。                                                                                                                                                                                                   | 県民生活部消費生活センター           | 再掲<br>8,16                                     | ○           |
| 3 家庭での<br>消費者教育<br>の推進   | 56 | 消費者啓発セミナー<br>(保護者向け出前講座)の実施(再掲)        | 学校の保護者会やPTA研修などに、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、ネットトラブルなど子どもの生活において、注意が必要なことと対処法などについての啓発講座を実施します。                                                                                                                                                                 | 県民生活部消費生活センター           | 再掲<br>5,15,19,<br>42,47,61,<br>65,68,70,<br>73 | ○           |
|                          | 57 | J-FLEC講師の派遣<br>(再掲)                    | 経済的に自立し、安心かつ豊かな生活を送るためには、家計管理や生活設計といった基本的な金融知識に加え、それぞれのライフプランに合った金融商品・サービスをより適切に選択し、安定的な資産形成を行う必要性を理解するなど、金融リテラシーを向上させることが必要です。地域で開催される学習会や講演会、職場における研修会等で、J-FLEC講師派遣制度(無料)の利用促進に向けた広報・啓発活動を実施します。                                                          | 金融広報委員会                 | 再掲<br>48,62,<br>82                             | ○           |
|                          | 58 | 青少年健全育成に向けた講師の派遣(再掲)                   | スマートフォン・インターネットの適切な利用など、青少年健全育成の分野において専門的知識を有する講師を各種団体が青少年健全育成をテーマに開催する講演会等に派遣します。                                                                                                                                                                          | 子ども・福祉部子ども家庭課           | 再掲<br>21,87                                    | ○           |
|                          | 59 | 非行防止教室(再掲)                             | スマートフォン等の使用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、携帯電話事業者と協働して、小・中・高等学校等においてインターネットモラルの向上を目的とした非行防止教室を実施します。                                                                                                                                                                   | 警察本部少年課                 | 再掲<br>22,88                                    | ○           |
|                          | 60 | 保護者等のスマホ・<br>ネット問題への理解<br>の促進(再掲)      | 「スマホ・ネットのメリットとデメリット」「スマホ・ネット利用をセルフモニタリングしてみよう!!」「今こそ、見直そう! わが家のスマホ・ネットルール」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進します。                                                                                                                                       | 教育庁生涯学習課・<br>人権教育・生徒指導課 | 再掲<br>23,90                                    | ○           |
| 4 職域での<br>消費者教育<br>の推進   | 61 | 消費者啓発セミナー<br>(事業者、各種団体向け出前講座)の実施(再掲)   | 企業等からの要請に応じて、県消費生活センターから講師を派遣して、新入社員等を対象に、若年者が注意すべき消費者トラブルなどの啓発講座を実施します。                                                                                                                                                                                    | 県民生活部消費生活センター           | 再掲<br>5,15,19,<br>42,47,56,<br>65,68,70,<br>73 | ○           |
|                          | 62 | J-FLEC講師の派遣<br>(再掲)                    | 経済的に自立し、安心かつ豊かな生活を送るためには、家計管理や生活設計といった基本的な金融知識に加え、それぞれのライフプランに合った金融商品・サービスをより適切に選択し、安定的な資産形成を行う必要性を理解するなど、金融リテラシーを向上させることが必要です。地域で開催される学習会や講演会、職場における研修会等で、J-FLEC講師派遣制度(無料)の利用促進に向けた広報・啓発活動を実施します。                                                          | 金融広報委員会                 | 再掲<br>48,57,<br>82                             | ○           |

## 【重点目標2】若年者への消費者教育の推進

| 施策の方向                      | 番号 | 施策(取組)名                               | 施策(取組)の概要                                                                                       | 担当部署                   | 備考                                             | R8<br>実施の有無 |
|----------------------------|----|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------------------------------|-------------|
| 1 若年者への<br>消費者教育・啓発の<br>推進 | 63 | 高等学校段階での消費者教育(再掲)                     | 公民科(公共・政治・経済)において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、契約等の問題などを学習します。                 | 教育庁高校教育課               | 再掲<br>40                                       | ○           |
|                            | 64 | 消費者教育における<br>外部講師の活用(再掲)              | 中学校の社会科、技術・家庭科、総合的な学習の時間及び高等学校の公民科、家庭科、総合的な探究の時間を中心とした教科の授業において、さらに実践的な消費者教育を行う上で、外部講師の活用を図ります。 | 教育庁高校教育課・<br>義務教育課     | 再掲<br>41                                       | ○           |
|                            | 65 | 消費者啓発セミナー<br>(学生・若者向け出前講座)の実施(再掲)     | 学校・大学等からの要請に応じて、県消費生活センターから講師を派遣して、生徒・学生等を対象に、契約の基礎知識や若者があやすい消費者トラブルと対処法などについて啓発講座を実施します。       | 県民生活部消費生活センター          | 再掲<br>5,15,19,<br>42,47,56,<br>61,68,70,<br>73 | ○           |
|                            | 66 | 「発達段階別消費者<br>教育教材」を活用した<br>授業等の推進(再掲) | 幼児期から高校生期までの発達段階に応じて県が開発した消費者教育教材(7種)について、学校等と連携して、授業等での効果的な活用を図ることにより、実践的な消費者教育を推進します。         | 県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター | 再掲<br>43,86,<br>92                             | ○           |

### 【重点目標3】消費者教育を担う人材の育成

| 施策の方向                      | 番号 | 施策(取組)名                          | 施策(取組)の概要                                                                                                                              | 担当部署                               | 備考                                             | R8<br>実施の有無 |
|----------------------------|----|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------|-------------|
| 1 幼・小・中・高等学校等における教員の指導力の向上 | 67 | 県消費生活センターと連携した教員の研修機会の確保・充実      | 県消費生活センターが主催する教員向け消費者教育研修会への参加促進や、県総合教育センターの研修講座等を県消費生活センターと連携して実施することなどにより、教員の消費者教育に関する研修機会の確保・充実に努めます。                               | 教育庁高校教育課・総合教育センター<br>県民生活部消費生活センター |                                                | ○           |
|                            | 68 | 消費者啓発セミナー(教職員向け出前講座)の開催(再掲)      | 学校等の教職員の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、児童・生徒が注意が必要な消費者トラブルと対処法や、消費者教育に役立つ内容で講座を実施します。                                                    | 県民生活部消費生活センター                      | 再掲<br>5,15,19,<br>42,47,56,<br>61,65,70,<br>73 | ○           |
|                            | 69 | 消費者教育コーディネーターの配置(再掲)             | 消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。                                         | 県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター             | 再掲<br>36,72                                    | ○           |
| 2 大学等における教職員の指導力の向上        | 70 | 消費者啓発セミナー(教職員向け出前講座)の開催(再掲)      | 大学等の教職員の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、学生が注意が必要な消費者トラブルと対処法など、支援に役立つ内容の講座を実施します。                                                         | 県民生活部消費生活センター                      | 再掲<br>5,15,19,<br>42,47,56,<br>61,65,68,<br>73 | ○           |
| 3 地域の担い手の育成                | 71 | 消費者啓発セミナーボランティア講師の派遣・育成          | 県消費生活センターがボランティア講師として養成した個人・団体を、県内各地で行われる消費者啓発セミナーの講師として派遣して、消費者被害防止の講座を実施するとともに、ボランティア講師のレベルアップ等のための研修等を実施します。                        | 県民生活部消費生活センター                      |                                                | ○           |
|                            | 72 | 消費者教育コーディネーターの配置(再掲)             | 消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。                                         | 県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター             | 再掲<br>36,69                                    | ○           |
|                            | 73 | 消費者啓発セミナー(支援者、各種団体向け出前講座)の実施(再掲) | 民生委員や訪問介護員などの福祉関係者や消費者団体関係者等の会合等に、要請に応じて県消費生活センターからの講師を派遣し、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者の効果的な連携方法などに関する講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。 | 県民生活部消費生活センター                      | 再掲<br>5,15,19,<br>42,47,56,<br>61,65,68,<br>70 | ○           |

### 【重点目標4】他の関連する教育との連携

| 施策の方向        | 番号 | 施策(取組)名                             | 施策(取組)の概要                                                                                                                                                                                                           | 担当部署          | 備考                 | R8<br>実施の有無 |
|--------------|----|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------------|-------------|
| 1 環境教育との連携   | 74 | 環境学習の推進(環境学習出前講座)                   | 県民や事業者、NPO等との連携・協働の下、体験型の環境学習の機会の充実を図るなど、より実践的かつ総合的・効果的な環境学習を推進します。<br>環境の保全に対する意識を高め、自ら考え行動できる人の育成を目指し、県と公益財団法人岡山県環境保全事業団では、環境団体との協働により、様々な「環境学習出前講座」を実施しています。                                                     | 環境文化部脱炭素社会推進課 |                    | ○           |
|              | 75 | 子どもの環境に対する意識の醸成(こどもエコクラブ・環境学習エコツアー) | 次代を担う子どもたちの環境に対する意識の醸成を図るため、こどもエコクラブ(幼児から高校生までが大人のサポーターとともに環境保全について主体的に学び、活動するクラブ)の活動支援や、環境学習エコツアー(環境問題を身近な問題ととらえるには、現場に接することが重要であることから、資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設・再生可能エネルギー関連施設等を訪問し、見学・体験するツアー)の実施などにより、環境学習を推進します。 | 環境文化部脱炭素社会推進課 |                    | ○           |
| 2 食育との連携     | 76 | 健康づくり普及事業                           | 「食生活指針」の基本を踏まえて、住民の健康づくりに対する意識を高め、望ましい食習慣の定着を促進するため、地域の特性に応じた事業を実施します。                                                                                                                                              | 保健医療部健康推進課    |                    | ○           |
|              | 77 | 食育ネクストステージプロジェクト                    | 県の食育に関する課題となっている減塩や野菜摂取量の増加に向けて、関係者との連携をさらに強化し、計画の目標達成につながるための食育活動を展開します。                                                                                                                                           | 保健医療部健康推進課    |                    | ○           |
|              | 78 | 地産地消の推進                             | 「自分たちの住む地域で作られたものを、その地域で消費しよう」をキーワードに、生産者と消費者の相互理解を深め、安全で安心な県産農林水産物の安定供給と消費拡大をめざします。                                                                                                                                | 農林水産部農村振興課    |                    | ○           |
|              | 79 | 学校給食指導者等研修講座                        | 学校給食と食育(食に関する指導)の意義と役割について認識を深め、安全で魅力ある学校給食と食育(食に関する指導)の充実を目的に講習会を実施します。(隔年開催)                                                                                                                                      | 教育庁保健体育課      |                    | ×<br>(隔年開催) |
| 3 金融経済教育との連携 | 80 | 金融経済教育公開授業                          | 金融経済教育の重要性やその進め方等について、講演、金融経済教育研究校による研究報告及び県教育委員会を含む参加者による意見交換等を通じて、理解を深めることにより、教育現場における金融経済教育の取組を支援します。                                                                                                            | 金融広報委員会       |                    | ○           |
|              | 81 | 金融経済教育研究校                           | 生徒・児童の発達段階に応じた金融経済教育の研究・実践を図るため、岡山県金融広報委員会及び金融経済教育推進機構(J-FLEC)が、県内の小・中・高等学校等の中から「金融経済教育研究校」を指定し、その取組をサポートします。                                                                                                       | 金融広報委員会       |                    | ○           |
|              | 82 | J-FLEC講師の派遣(再掲)                     | 経済的に自立し、安心かつ豊かな生活を送るためには、家計管理や生活設計といった基本的な金融知識に加え、それぞれのライフプランに合った金融商品・サービスをより適切に選択し、安定的な資産形成を行う必要性を理解するなど、金融リテラシーを向上させることが必要です。地域で開催される学習会や講演会、職域における研修会等で、J-FLEC講師派遣制度(無料)の利用促進に向けた広報・啓発活動を実施します。                  | 金融広報委員会       | 再掲<br>48,57,<br>62 | ○           |
|              | 83 | くらしとおか講演会(金融経済講演会)(一般向け)            | 金融・経済に関係する幅広いテーマでの講演会の開催により、県民が身近に金融・経済についての知識を得ることができる機会を提供します。                                                                                                                                                    | 金融広報委員会       |                    | ○           |
|              | 84 | 知るぽると塾(一般向け)                        | 生活に密着した県民の関心が高い金融分野のテーマにより、連続講座を開催して、暮らしに役立つ生活情報を提供します。                                                                                                                                                             | 金融広報委員会       |                    | ○           |

| 施策の方向                | 番号 | 施策(取組)名                                    | 施策(取組)の概要                                                                                                                                                                      | 担当部署                      | 備考                 | R8<br>実施の有無 |
|----------------------|----|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------------|-------------|
| 4 情報教育<br>との連携       | 85 | 学校教育における情報教育                               | 小学校では各教科等における横断的な指導、中学校では技術・家庭科、高等学校では情報科をそれぞれ中核とし、情報モラルや情報セキュリティ等に関する内容を含め、次期学習指導要領の改訂で探究的な学びを支える基盤と位置付けられる「情報活用能力」の抜本的向上に向けて、教員の指導力向上を図ります。                                  | 教育庁義務教育課・<br>高校教育課        |                    | ○           |
|                      | 86 | 「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進(再掲)              | 県が開発した発達段階別消費者教育教材のうち「情報モラル」や「情報発信者の責任」等をテーマにした教材(「写真をSNSにアップしていいですか?」「その書き込み大丈夫?」)の学校等での効果的な活用を図ります。                                                                          | 県民生活部消費生活センター<br>教育庁高校教育課 | 再掲<br>43,66,<br>92 | ○           |
|                      | 87 | 青少年健全育成に向けた講師の派遣(再掲)                       | スマートフォン・インターネットの適切な利用など、青少年健全育成の分野において専門的知識を有する講師を各種団体が青少年健全育成をテーマに開催する講演会等に派遣します。                                                                                             | 子ども・福祉子ども家庭課              | 再掲<br>21,58        | ○           |
|                      | 88 | 非行防止教室(再掲)                                 | スマートフォン等の使用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、携帯電話事業者と協働して、小・中・高等学校等においてインターネットモラルの向上を目的とした非行防止教室を実施します。                                                                                      | 警察本部少年課                   | 再掲<br>22,59        | ○           |
|                      | 89 | 情報モラル指導の推進                                 | デジタル技術の飛躍的な発展に伴う諸問題への対応を踏まえた情報モラル指導の充実を図るため、教職員を対象とした研修を実施し、各学校における指導体制の強化を推進します。                                                                                              | 教育庁義務教育課・<br>総合教育センター     |                    | ○           |
|                      | 90 | 保護者等のスマホ・ネット問題への理解の促進(再掲)                  | 「スマホ・ネットのメリットとデメリット」「スマホ・ネット利用をセルフモニタリングしてみよう!!」「今こそ、見直そう! わが家のスマホ・ネットルール」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進します。                                                          | 教育庁生涯学習課・<br>人権教育・生徒指導課   | 再掲<br>23,60        | ○           |
|                      | 91 | OKAYAMAゆめスマサミット                            | 子どもたち自身がスマートフォンやインターネットの使い方について考え、主体的な活動によるルールづくりなどの取組を進めるために、平成26年度から毎年度、「OKAYAMAスマホサミット」を開催しています。また、令和7年度より開催方法等を見直し、「OKAYAMAゆめスマサミット」を開催しています。                              | 教育庁人権教育・生徒指導課             |                    | ○           |
| 5 その他の<br>関連する教育との連携 | 92 | (法教育との連携)<br>「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進(再掲) | 県が開発した発達段階別消費者教育教材のうち「契約」等をテーマにした教材(「契約」「どこまで売買は認められるの?」)の学校等での効果的な活用を図ります。                                                                                                    | 県民生活部消費生活センター<br>教育庁義務教育課 | 再掲<br>43,66,<br>86 | ○           |
|                      | 93 | (国際理解教育との連携)<br>国際理解教育と連携した消費者教育           | 小学校では、小学校学習指導要領に基づき、例えば、社会科において、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養います。<br>中学校では、中学校学習指導要領に基づき、例えば、社会科において、持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがより良い社会を築いていくために解決すべき課題を探究するなどの学習を行います。 | 教育庁義務教育課                  |                    | ○           |

## 【重点目標5】消費生活に関する啓発・情報提供

| 施策の方向                            | 番号  | 施策(取組)名           | 施策(取組)の概要                                                                                                                                                                                   | 担当部署            | 備考       | R8<br>実施の有無 |
|----------------------------------|-----|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------|-------------|
| 1 消費生活<br>に関する啓<br>発・情報提<br>供の充実 | 94  | 生活情報サロンでの情報提供(再掲) | 県消費生活センター内の生活情報サロンに、消費者教育情報コーナーやビデオ・DVDライブラリーを設けて、各種の情報提供を行うとともに、リーフレット・教材・パネル等の提供や貸出等を行います。                                                                                                | 県民生活部消費生活センター   | 再掲<br>9  | ○           |
|                                  | 95  | 消費生活情報誌の発行        | 県消費生活センターが発行する情報誌「センターからのお便り」により、最新の消費者トラブル事例や注意喚起、消費者教育に関する教材等の情報などの提供を行います。(年4回発行)                                                                                                        | 県民生活部消費生活センター   |          | ○           |
|                                  | 96  | 消費者啓発用資料等の作成・配布   | 県消費生活センター等での消費生活相談の状況等を踏まえ、消費者被害防止等に役立つ啓発用パンフレット等を作成・配布します。<br>・知っておきたい契約・取引の基礎知識<br>・消費者トラブル対処法<br>・笑顔でくらす虎の巻 被害にあわない対応策教えます<br>・高齢者のための「元気に笑顔でくらす虎の巻」<br>・医療サービスを受ける前に確認しよう ～私たちは医療消費者～ 他 | 県民生活部消費生活センター   |          | ○           |
|                                  | 97  | 新聞等による情報提供        | 新聞の定期掲載枠等を活用して、消費者被害防止等に役立つ情報を提供します。                                                                                                                                                        | 県民生活部消費生活センター   |          | ○           |
|                                  | 98  | ホームページ等による情報提供    | 県消費生活センターや各部門のホームページ等により、安全・安心な消費生活に必要な情報や消費者教育の推進に役立つ情報などを幅広く提供します。                                                                                                                        | 県民生活部消費生活センター 他 |          | ○           |
|                                  | 99  | ソーシャルメディアによる情報提供  | 県消費生活センターが、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)により、消費者の安全安心の確保のための注意喚起や消費者施策に関する様々な情報をタイムリーに情報提供します。                                                                                                      | 県民生活部消費生活センター   |          | ○           |
|                                  | 100 | 悪質商法被害防止対策の推進(再掲) | 悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを作成し広報啓発を行います。                                                                                                                                                          | 警察本部生活安全捜査課     | 再掲<br>53 | ○           |
|                                  | 101 | インターネット上のトラブル対処法  | インターネット上のトラブル対処法を分かりやすく広報するため、実際の相談事例を踏まえた広報資料の発行、ウイルス感染やサポート詐欺を疑似体験できるサイバー犯罪体験型コンテンツによるセミナーをあらゆる団体を対象として実施します。                                                                             | 警察本部サイバー犯罪対策課   |          | ○           |
|                                  | 102 | 消費者教育ポータルサイトの活用   | 「消費者教育の体系イメージマップ」(消費者庁)の枠組みに基づき整理された消費者庁のWEBサイト「消費者教育ポータルサイト」に教材等を登録すると共に、活用に向けた啓発を行い、消費者教育の担い手等における情報の共有を促進します。                                                                            | 県民生活部くらし安全安心課   |          | ○           |

## 基本目標Ⅲ 消費者の主体的な活動への支援

### 【重点目標1】 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進

| 施策の方向                | 番号  | 施策(取組)名                  | 施策(取組)の概要                                                                                                                                  | 担当部署                   | 備考 | R8<br>実施の有無 |
|----------------------|-----|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|----|-------------|
| 1 エシカル消費(倫理的消費)の普及啓発 | 103 | 講座・イベント等を通じた意識醸成         | 県内各地で実施する講座・イベント等の機会を通じて、「人や社会、環境に配慮した消費行動の重要性」などについての意識醸成を図ります。                                                                           | 県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター |    | ○           |
|                      | 104 | 啓発リーフレット等を活用した意識醸成       | 「消費者市民社会」について紹介したリーフレット等を作成・活用して、「人や社会、環境に配慮した消費行動の重要性」などについての意識醸成を図ります。                                                                   | 県民生活部消費生活センター          |    | ○           |
| 2 「もったいない」運動の推進      | 105 | 「おかやま・もったいない運動」の推進       | 「もったいない」をキーワードとして、「ごみを減らす(リデュース)」「再利用する(リユース)」「再生利用する(リサイクル)」という取組である「3R」について、県民一人ひとりの意識改革と実践行動を促すため、各種イベントの開催などにより、「おかやま・もったいない運動」を推進します。 | 環境文化部循環型社会推進課          |    | ○           |
|                      | 106 | 「エコ製品」の認定と利用促進           | 「岡山県循環型社会形成推進条例」に基づき、循環型社会の形成に資する製品を「岡山県エコ製品」として認定・公表し、これらの利用促進を図ります。                                                                      | 環境文化部循環型社会推進課          |    | ○           |
| 3 地球温暖化防止対策の推進       | 107 | エコドライブの推進                | やさしい発進を心掛けたり、不必要なアイドリングをしない、不要な荷物をおろすなど、エコドライブの実践に努める運転者を「エコドライブ宣言者」として登録し、環境にやさしい自動車運転の推進を図ります。                                           | 環境文化部環境企画課             |    | ○           |
|                      | 108 | 電気自動車等(EV・PHEV・FCV)の普及促進 | EVシフトを踏まえて、走行中のCO2や排ガス排出の観点から、環境性能が高い電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)について、蓄電池としての機能にも着目しながら、普及促進に取り組みます。                        | 環境文化部脱炭素社会推進課          |    | ○           |
|                      | 109 | 公共交通の利用促進                | 生活交通の維持・確保に加え、環境負荷の小さい交通手段への転換を図る観点から、「公共交通利用の日」(毎月最終金曜日)や、公共交通等を利用した通勤を呼びかける「スマート通勤おかやま」など、公共交通の利用促進に向けた広報・啓発活動に取り組みます。                   | 県民生活部交通政策課             |    | ○           |
|                      | 110 | アースキーパーメンバーシップ事業の推進      | 自ら省エネ等による環境負荷低減に向けた目標を定め取り組む県民・事業所をアースキーパーメンバーシップ会員として募集・登録し、会員の活動を支援します。                                                                  | 環境文化部脱炭素社会推進課          |    | ○           |
|                      | 111 | デコ活の推進                   | 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」について広報・啓発し、行動変容を促します。                                                                                         | 環境文化部脱炭素社会推進課          |    | ○           |
| 4 食品ロス削減の推進          | 112 | 食品ロス削減月間キャンペーン事業         | 食品ロス削減月間の10月を中心にキャンペーンを実施し、県民の食品ロスに対する理解と実践的な取組を促進します。                                                                                     | 環境文化部循環型社会推進課          |    | ○           |
|                      | 113 | 「30・10運動」の全県的な展開         | 会食時の食べ残しを減らす「30・10運動」(最初の30分、最後の10分は食事を楽しみ、食べ残しを減らす運動)を、季節ごとのキャンペーン等を通じて全県的に展開します。                                                         | 環境文化部循環型社会推進課          |    | ○           |
|                      | 114 | 食品ロス削減の輪を広げよう！学校連携事業     | 食品ロスの問題をテーマに、大学生が小学生に対して探究学習等の支援を行い、問題解決に向けた取組を実践する大学等に対して必要な経費を助成することにより、若い世代の食品ロス削減意識の醸成を図ります。                                           | 環境文化部循環型社会推進課          |    | ○           |
|                      | 115 | 啓発リーフレット等を活用した意識醸成       | 家庭で取り組める食品ロス削減の方策(ポイントとなる「買いすぎず」「使いきる」「食べきる」の3つの切り口による具体的なアクション)を提示する小冊子等を作成・活用するほか、県ホームページやSNS等、各種媒体を通じて、県民の取組を促進します。                     | 環境文化部循環型社会推進課          |    | ○           |
| 5 カスタマーハラスメント対策      | 116 | 各種媒体等を通じた意識啓発            | 県ホームページやSNS等、各種媒体を通じて、消費者の権利と責任の正しい理解や消費者としての行動について認識を促す教育・啓発を行います。                                                                        | 県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター |    | ○           |
|                      | 117 | 講座等を通じた意識啓発              | 県内各地で実施する講座等の機会を通じて、消費者の権利と責任の正しい理解や消費者としての行動について認識を促す教育・啓発を行います。                                                                          | 県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター |    | ○           |

### 【重点目標2】 消費者の組織活動の促進

| 施策の方向         | 番号  | 施策(取組)名          | 施策(取組)の概要                                                                                                         | 担当部署                   | 備考 | R8<br>実施の有無 |
|---------------|-----|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|----|-------------|
| 1 消費者団体の活動の促進 | 118 | 消費者団体の活動支援       | 地域における消費者運動を促進するため、消費生活関連事業の調査研究や啓発事業等を通じて、消費者団体の育成と活動の支援を行います。                                                   | 県民生活部くらし安全安心課          |    | ○           |
|               | 119 | 適格消費者団体の活動支援     | 関係機関との情報交換やネットワーク形成活動、専門家等との連携による相談事業等への参加を促すとともに、「消費生活相談情報の提供と利用に関する覚書」に基づく情報提供等を行うなど、消費者団体訴訟制度の担い手としての活動を支援します。 | 県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター |    | ○           |
|               | 120 | 生活協同組合の育成・指導     | 消費生活協同組合の健全な発展を図るため、消費生活協同組合法に基づく検査等を通じて組合の育成・指導を行います。                                                            | 県民生活部くらし安全安心課          |    | ○           |
|               | 121 | 消費者啓発グループ等の育成・支援 | 消費者啓発セミナーボランティア講師等として活動する消費者啓発グループ等を育成・支援するため、講座等を開催します。                                                          | 県民生活部消費生活センター          |    | ○           |

| 施策の方向            | 番号  | 施策(取組)名                 | 施策(取組)の概要                                                           | 担当部署                   | 備考 | R8<br>実施の有無 |
|------------------|-----|-------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------|----|-------------|
| 1 消費者団体の活動の促進    | 122 | 特定非営利活動法人等の運営力強化のための支援  | 消費者問題等に取り組む特定非営利活動法人等に対して、必要な情報提供など、活動を支援します。                       | 県民生活部県民生活課             |    | ○           |
| 2 消費者団体の交流・連携の促進 | 123 | 講座等を活用した消費者団体等の交流・連携の促進 | 消費生活センターで実施する講座や研修会を活用し、地域で活動する消費者啓発グループや消費者運動を担う消費者団体等の交流・連携を促します。 | 県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター |    | ○           |

### 【重点施策3】 消費者の意見の反映

| 施策の方向        | 番号  | 施策(取組)名       | 施策(取組)の概要                                                                                                                     | 担当部署          | 備考 | R8<br>実施の有無 |
|--------------|-----|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|----|-------------|
| 1 消費者と行政との連携 | 124 | 岡山県消費生活懇談会の運営 | 県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者、学識経験者、生産・流通関係者、教育関係者の委員で組織する消費生活懇談会において、消費生活行政に関する重要事項について調査審議を行います。<br>なお、当懇談会は、消費者教育推進地域協議会を兼ねています。 | 県民生活部くらし安全安心課 |    | ○           |
|              | 125 | 知事への申出制度の運用   | 消費生活条例に違反する事業者の事業活動により、相当多数の消費者の利益が侵害されているなどとして知事に申出があった場合、必要な調査を行った上で、その申出の内容が事実である場合は、必要な措置をとります。                           | 県民生活部くらし安全安心課 |    | ○           |

## 基本目標Ⅳ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

### 【重点目標1】 規格・表示等の適正化

| 施策の方向           | 番号  | 施策(取組)名               | 施策(取組)の概要                                                                         | 担当部署                                                      | 備考        | R8<br>実施の有無 |
|-----------------|-----|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------|-------------|
| 1 規格・表示・計量等の適正化 | 126 | 家庭用品の規格及び品質表示に関する指導監視 | 「家庭用品品質表示法」に基づき、一般消費者が日常使用する家庭用品の表示事項の有無について、立入検査など指導監視を行います。                     | 県民生活部くらし安全安心課                                             |           | ○           |
|                 | 127 | 不当景品類・不当表示等に関する指導監視   | 景品表示法に基づき、過大な景品類の提供や虚偽・誇大な表示等の不当な顧客誘引行為について指導監視を行います。                             | 県民生活部くらし安全安心課                                             |           | ○           |
|                 | 128 | 商品量目に関する検査指導          | 適正な計量により消費者利益を確保するため、「計量法」に基づき、商品量目について検査指導を行います。                                 | 産業労働部工業技術センター                                             |           | ○           |
|                 | 129 | 食品表示法の周知及び相談対応        | 表示を行う事業者に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を通じ、食品表示法の食品表示制度を周知するとともに、事業者からの相談には各担当課が窓口となって対応します。 | 県民生活部くらし安全安心課<br>保健医療部健康推進課・生活衛生課<br>農林水産部農産課・畜産課・林政課・水産課 | 再掲<br>166 | ○           |

### 【重点目標2】 取引における公正・公平の確保

| 施策の方向        | 番号  | 施策(取組)名                | 施策(取組)の概要                                                                                           | 担当部署          | 備考 | R8<br>実施の有無 |
|--------------|-----|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|----|-------------|
| 1 適正な事業活動の促進 | 130 | 特定商取引法等に基づく事業者に対する指導監視 | 取引の公正と消費者の利益保護を図るため、特定商取引法等に基づき、不適正な取引行為等を行う事業者の指導監視を行います。                                          | 県民生活部くらし安全安心課 |    | ○           |
|              | 131 | 医療機関の人員・設備等に関する指導監視    | 適正な医療を確保するため、医療法に基づき、県内の病院、診療所に対して、医療従事者の確保、施設の構造設備等について、立入検査等により指導を行います。                           | 保健医療部医療政策課    |    | ○           |
|              | 132 | 介護保険法に基づく指導監督          | 適正な介護サービス等を確保するため、介護保険法に基づき、事業者に対する指導監督を行います。                                                       | 子ども・福祉部指導監査課  |    | ○           |
|              | 133 | 貸金業者に対する指導監督           | 貸金業者の業務の適正化を図り、資金需要者等の利益の保護を図るため、貸金業法に基づき、貸金業者等の指導監督を行います。                                          | 産業労働部経営支援課    |    | ○           |
|              | 134 | 旅行業法に基づく事業者に対する指導監督    | 旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、旅行業法に基づき、旅行業者等の指導監督を行います。                                 | 産業労働部観光課      |    | ○           |
|              | 135 | 建設業者に対する指導監督           | 建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることにより、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに建設業の健全な発展を促進するため、建設業者に対する指導監督を行います。 | 土木部監理課        |    | ○           |
|              | 136 | 建設工事紛争審査会による紛争の処理      | 建設工事の請負契約に係る紛争の解決を図るため、建設業法に基づき、岡山県建設工事紛争審査会に関する事務を処理します。                                           | 土木部監理課        |    | ○           |
|              | 137 | 宅地建物取引業法に基づく指導監督       | 宅地建物取引業の適正な運営と取引の公正を確保し、消費者利益の保護と宅地建物取引の流通の円滑化を図るため、宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の指導監督を行います。       | 土木部建築指導課      |    | ○           |

| 施策の方向        | 番号  | 施策(取組)名                | 施策(取組)の概要                                                   | 担当部署          | 備考 | R8<br>実施の有無 |
|--------------|-----|------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------|----|-------------|
| 2 悪質な事業者の取締り | 138 | 特定商取引法等に基づく悪質事業者の処分・公表 | 特定商取引法等に違反する取引行為等を行った事業者に対して、指示・業務停止等の処分を行うとともにその旨の公表を行います。 | 県民生活部くらし安全安心課 |    | ○           |
|              | 139 | 悪質商法事犯の取締り等            | 悪質商法を行う業者や悪質な貸金業者等に対する厳正かつ迅速な取締りを行うことにより、消費者の被害拡大防止に努めます。   | 警察本部生活安全捜査課   |    | ○           |

### 【重点目標3】 公正な価格の形成

| 施策の方向        | 番号  | 施策(取組)名     | 施策(取組)の概要                                                       | 担当部署          | 備考 | R8<br>実施の有無 |
|--------------|-----|-------------|-----------------------------------------------------------------|---------------|----|-------------|
| 1 価格・需要動向の監視 | 140 | 生活必需品の価格の監視 | 不適正な価格形成により、消費者が不利益を被ることのないよう、必要に応じて価格調査等を行うなど、生活必需品の価格監視を行います。 | 県民生活部くらし安全安心課 |    | ○           |
| 2 物価情報の提供    | 141 | 消費者物価指数の提供  | 総務省統計局が公表している「消費者物価指数」に基づき、毎月、ホームページ等により「岡山市消費者物価指数」を情報提供します。   | 総合政策局統計分析課    |    | ○           |

### 【重点目標4】 生活必需品の安定供給

| 施策の方向             | 番号  | 施策(取組)名         | 施策(取組)の概要                                                                                                                                                                             | 担当部署       | 備考 | R8<br>実施の有無 |
|-------------------|-----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|-------------|
| 1 生鮮食料品の安定供給      | 142 | 肉豚価格安定事業        | 「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合に交付金を交付し、養豚農家の経営安定を図るとともに、消費者への食肉の安定供給を図ります。                                                                                                                 | 農林水産部畜産課   |    | ○           |
|                   | 143 | 肉用牛肥育経営安定特別対策事業 | 「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合に交付金を交付し、肉用牛肥育農家の経営安定を図るとともに、消費者への食肉の安定供給を図ります。                                                                                                              | 農林水産部畜産課   |    | ○           |
|                   | 144 | 鶏卵価格安定対策事業      | 鶏卵価格の変動により生じる鶏卵生産者の損失を補填することにより、鶏卵の生産及び価格の安定を図り、消費者への鶏卵の安定供給を図ります。                                                                                                                    | 農林水産部畜産課   |    | ○           |
|                   | 145 | 野菜価格安定制度        | 「野菜生産出荷安定法」に基づき、主要な野菜の価格低落があった場合に一定割合の補給金を交付し、農家経営に及ぼす影響を緩和するとともに、消費者への野菜の安定供給を図ります。                                                                                                  | 農林水産部農産課   |    | ○           |
| 2 緊急時における生活物資等の確保 | 146 | 生活必需品の確保        | 岡山流通情報懇話会、コンビニエンスストア等と締結している「災害発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定」に基づき、災害発生時における被災者の生活の安定を図るため、生活必需品等の確保を図ります。                                                                                 | 産業労働部産業企画課 |    | ○           |
|                   | 147 | 救急医薬品等の確保       | 「災害時における救急医薬品等の確保・供給等に関する協定」及び「災害時における救急衛生材料等の確保・供給等に関する協定」を締結し、災害発生時における救急医薬品、衛生材料等の確保を図ります。<br>また、「新型インフルエンザ発生時における抗インフルエンザウイルス薬の供給等に関する協定」を締結し、パンデミック時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給を図ります。 | 保健医療部医薬安全課 |    | ○           |
|                   | 148 | LPガスの確保         | 岡山県LPガス協会と締結している「LPガスの調達に関する協定」に基づき、災害発生時における緊急用LPガスの確保を図ります。                                                                                                                         | 知事直轄消防保安課  |    | ○           |

## 基本目標V 安全・安心な商品・サービスの確保

### 【重点目標1】 生産から消費に至る一貫した食の安全確保

| 施策の方向          | 番号  | 施策(取組)名       | 施策(取組)の概要                                                                                                                                                             | 担当部署     | 備考 | R8<br>実施の有無 |
|----------------|-----|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|-------------|
| 1 生産段階での食の安全確保 | 149 | 国際水準GAPの導入推進  | より高い水準のGAPを推進するため、国際水準GAPの導入産地数の拡大を図るとともに、国際水準GAPの制度や事例を紹介する研修会の開催など、取組内容のレベルアップに向けた技術指導の支援を行います。                                                                     | 農林水産部農産課 |    | ○           |
|                | 150 | 農薬の安全、適正使用の指導 | 現場における指導的な立場にある者等を対象に「農薬管理指導員」の認定研修会を実施し、農薬の適正使用を徹底します。また、農業者、防除業者等に対し農薬使用基準の遵守、飛散防止対策を徹底するとともに、農薬危害防止運動の実施、主要病害虫の発生状況把握や発生予察情報に基づく効率的な防除を進め、農薬の流通・使用における適正な取扱いを図ります。 | 農林水産部農産課 |    | ○           |
|                | 151 | 環境保全型農業の推進    | 化学肥料・農薬を一切使用しない「おかやま有機無農薬産物」をはじめ、有機JASに定められた取組水準(国際水準)以上の有機農業や化学肥料・農薬の使用量低減等、環境負荷低減を図る環境保全型農業を推進します。                                                                  | 農林水産部農産課 |    | ○           |
|                | 152 | 養殖衛生管理体制の整備   | 養殖業者に対して、必要に応じて魚類防疫講習会を開催し、養殖場への定期パトロール等により水産用医薬品の適正使用を指導します。また、出荷前の養殖魚の医薬品残留検査等を行います。                                                                                | 農林水産部水産課 |    | ○           |
|                | 153 | 貝毒発生モニタリング調査  | 各漁場の貝毒原因プランクトンの発生状況を確認するとともに、カキ、アサリを対象にした貝毒検査を行います。貝毒原因プランクトン及び貝毒が一定基準を超えた場合は、消費者への注意喚起や生産者に対する出荷自粛等を指導します。                                                           | 農林水産部水産課 |    | ○           |

| 施策の方向                          | 番号  | 施策(取組)名                            | 施策(取組)の概要                                                                                                                                                                                    | 担当部署                                                                      | 備考        | R8<br>実施の有無 |
|--------------------------------|-----|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------|
| 1 生産段階<br>での食の安全<br>確保         | 154 | カキのノロウイルスモ<br>ニタリング調査              | 漁場ごとに定期的にノロウイルス検査を実施するとともに、自主的に検査を行う<br>漁協等に対して支援を行います。ノロウイルスが検出された場合は関係機関へ注<br>意喚起を行い、生食用出荷を自粛するよう指導します。                                                                                    | 農林水産部水産課                                                                  |           | ○           |
|                                | 155 | 生産段階からと畜段<br>階におけるBSE対策            | 牛の肉骨粉を原料とする飼料が家畜に与えられることのないように飼料製造会<br>社や畜産農家等への監視指導を行うとともに、と畜場における特定部位の除去を<br>徹底します。                                                                                                        | 農林水産部畜産課<br>保健医療部生活衛<br>生課                                                |           | ○           |
|                                | 156 | 高病原性鳥インフル<br>エンザ防疫対策               | 養鶏農場に対しては、定期的な立入検査や衛生対策の指導を継続することによ<br>り、発生防止に努めるとともに、鳥インフルエンザウイルスのモニタリング検査を実<br>施し、早期発見に努めます。また、発生時を想定した対応訓練を実施し、迅速な蔓延<br>防止を行います。                                                          | 農林水産部畜産課                                                                  |           | ○           |
|                                | 157 | と畜場における枝肉<br>等の汚染防止対策              | と畜場におけるHACCPの運用状況の確認について外部検証を実施するととも<br>に、と畜作業員の衛生意識の向上を図り、枝肉等が腸管出血性大腸菌等に汚染さ<br>れないよう防止対策の徹底について指導します。                                                                                       | 保健医療部生活衛<br>生課                                                            |           | ○           |
|                                | 158 | 食鳥処理場における<br>食鳥と体の汚染低減<br>対策       | 各処理場におけるHACCPの運用状況の確認について外部検証を実施するとと<br>もに、食鳥と体(と殺し羽毛を除去したもの)のサルモネラ属菌及びカンピロバク<br>ター汚染の実態を把握し、食鳥と体のサルモネラ属菌及びカンピロバクター汚染の<br>低減対策を実施します。                                                        | 保健医療部生活衛<br>生課                                                            |           | ○           |
| 2 製造から<br>販売段階で<br>の食の安全<br>確保 | 159 | 全般的な食中毒対策                          | 食品の調理・製造等を行う事業者に対し、施設の衛生管理、従事者の健康管理、<br>手洗いの徹底、食材等の温度管理、加熱調理を行う際の十分な加熱、二次汚染の<br>防止等、食中毒を予防するための指導を行います。                                                                                      | 保健医療部生活衛<br>生課                                                            |           | ○           |
|                                | 160 | リスクの高い食中毒<br>対策                    | 腸管出血性大腸菌など重篤な健康被害が生じる食中毒や、カンピロバクター・ノ<br>ロウイルスなど発生頻度の高い食中毒の対策として、監視指導等を徹底します。<br>牛レバー、豚肉、豚内臓の生食用としての提供を禁止し、鶏刺し、鶏生レバー等<br>の生食用としての提供の自粛を指導します。さらに、消費者に対してもアニサキス<br>等の寄生虫の存在や予防方法について普及啓発を行います。 | 保健医療部生活衛<br>生課                                                            |           | ○           |
|                                | 161 | その他の原因による<br>食中毒対策                 | 食中毒予防の三原則が当てはまる細菌性食中毒については夏期を中心に食品<br>関連事業者や消費者に対し啓発を行います。自然毒に対する食中毒については、<br>対象者を明確にして効果的な啓発を行います。                                                                                          | 保健医療部生活衛<br>生課                                                            |           | ○           |
|                                | 162 | 食中毒注意報の発令                          | 夏季における気象条件や冬季における感染症の発症状況が基準を超えた場合<br>は、食中毒注意報を発令し、食中毒予防の注意喚起を行います。                                                                                                                          | 保健医療部生活衛<br>生課                                                            |           | ○           |
|                                | 163 | 試験検査の実施                            | 県内のスーパー等に流通している食品が基準や規格に適合しているか、過去の<br>データ等を踏まえた計画的かつ効果的な検査を実施することにより、不良食品の<br>発見、排除に努めます。<br>また、製造者に対しても、定期的に検査を実施し、基準や規格に適合した食品が<br>製造されているか確認します。                                         | 保健医療部生活衛<br>生課                                                            |           | ○           |
|                                | 164 | HACCPに沿った衛<br>生管理の運用等の支<br>援       | 飲食店等の食品等事業者に対して、HACCPに沿った衛生管理の実施状況に応<br>じて助言等を行います。また、新規に営業を開始する食品等事業者には、HACCP<br>を導入するために基礎知識を提供するとともに定着に向けた助言等を行います。                                                                       | 保健医療部生活衛<br>生課                                                            |           | ○           |
|                                | 165 | 栄養教諭・学校栄養<br>職員夏期研修会               | 学校給食用食材の適切な品質管理や衛生管理及び調理方法等について認識を<br>深めるとともに、栄養教諭、学校栄養職員の資質及び技能向上を図ることを目的と<br>して実施します。                                                                                                      | 教育庁保健体育課                                                                  |           | ○           |
|                                | 166 | 食品表示法の周知及<br>び相談対応(再掲)             | 表示を行う事業者に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を通じ、食品表示<br>法の食品表示制度を周知するとともに、事業者からの相談には各担当課が窓口と<br>なっております。                                                                                                     | 県民生活部くらし安<br>全安心課<br>保健医療部健康推<br>進課・生活衛生課<br>農林水産部農産課・<br>畜産課・林政課・水<br>産課 | 再掲<br>129 | ○           |
|                                | 167 | 表示を行う事業者へ<br>の監視指導                 | 定期的に製造施設や販売店へ立入を行い、適正な表示が行われているか、誤表<br>示や表示漏れを起こさない管理体制を整備しているかなどを確認します。また、不<br>適正な食品表示に関する県民からの通報等に対しては、関係機関と連携し必要な<br>調査を行い、事実関係に基づいて厳正に対処します。                                             | 県民生活部くらし安<br>全安心課<br>保健医療部健康推<br>進課・生活衛生課<br>農林水産部農産課・<br>畜産課・林政課・水<br>産課 |           | ○           |
|                                | 168 | 試験検査による表示<br>の点検                   | 県内のスーパー等に流通している食品については、販売店での目視による点検<br>だけでなく、検査によって添加物、アレルギー、遺伝子組換え食品の表示が適正に<br>行われているか確認します。                                                                                                | 保健医療部生活衛<br>生課                                                            |           | ○           |
|                                | 169 | 米トレーサビリティ法<br>に基づく米穀の適正<br>流通の監視指導 | 米トレーサビリティ法では、米穀事業者に対して、米穀等の取引などに係る情報<br>の記録及び産地情報の伝達を義務付けており、米穀等の適正な流通が図られるよ<br>う監視指導します。                                                                                                    | 農林水産部農産課<br>県民生活部くらし安<br>全安心課                                             |           | ○           |
|                                | 170 | 健康食品等の監視指<br>導                     | 健康食品の製造・輸入・販売業者に対する監視指導を強化し、無承認・無許可医<br>薬品の一掃と健康食品の安全確保を図ります。<br>医薬品成分が含まれる可能性が考えられる痩身・強壮の効果を期待させる健康<br>食品について、国の委託事業で実施している買上検査に加え、県独自の買上検査<br>を実施し、医薬品成分を含有した健康食品の排除に努めます。                 | 保健医療部医薬安<br>全課                                                            |           | ○           |
|                                | 171 | 医薬品的な効能効果<br>を標榜した健康食品<br>等への対応    | 健康食品販売店舗における医薬品的な効能効果を標榜した店頭表示や広告の<br>監視、事業者からの個別相談や県民等からの通報対応により、不適切な表示や広<br>告の改善を指導します。                                                                                                    | 保健医療部医薬安<br>全課                                                            |           | ○           |
|                                | 172 | 有害物質の汚染実態<br>調査                    | 食品中に残留する農薬、動物用医薬品や食品中の有害物質の汚染実態調査を<br>継続して実施します。                                                                                                                                             | 保健医療部生活衛<br>生課                                                            |           | ○           |

| 施策の方向              | 番号  | 施策(取組)名                 | 施策(取組)の概要                                                                                                    | 担当部署                                                      | 備考        | R8<br>実施の有無 |
|--------------------|-----|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------|-------------|
| 3 消費段階<br>での食の安全確保 | 173 | 食の安全相談窓口での対応            | 保健所等に設置している窓口について、県民へ周知するとともに、県民からの相談や問合せには丁寧に対応し、県民の安心につなげます。                                               | 保健医療部生活衛生課                                                |           | ○           |
|                    | 174 | 健康危害の申出への対応             | 食品等によって健康危害を受けた等の申出を受けた場合は、速やかに調査を行い、被害の拡大防止措置を講じるなど適切に対応して不安が広がらないようにします。                                   | 保健医療部生活衛生課                                                |           | ○           |
|                    | 175 | 食品表示110番での対応            | 食品表示の一層の適正化を図るために設置している「食品表示110番」では、県民からの食品表示に関する様々な問合せや偽装表示など表示に関する情報を受け付けます。                               | 県民生活部くらし安全安心課                                             |           | ○           |
|                    | 176 | 食品の回収等の情報の公表            | 自主回収の着手情報や他自治体で発生した事件、事故に係る食品が県内に流通している場合などは、県民に必要な情報を迅速に公表し、健康危害の発生防止に努めます。                                 | 保健医療部生活衛生課                                                | 再掲<br>194 | ○           |
|                    | 177 | 食の安全を揺るがす事態に対する正確な情報の公表 | 食の安全に係る事件や事故の情報を探知した場合は、迅速に対応し、県民に対し正確な情報を伝えることで、健康危害の発生や拡大の防止に努めます。                                         | 県民生活部くらし安全安心課<br>保健医療部健康推進課・生活衛生課<br>農林水産部農産課・畜産課・林政課・水産課 | 再掲<br>195 | ○           |
|                    | 178 | 体験を通じた普及啓発              | 調理中のアニサキスの観察等や手洗いチェッカーを用いた手洗い体験など、受講者に応じて体験できる教材・媒体を工夫した講習会を実施し、衛生知識の普及啓発を行います。                              | 保健医療部生活衛生課                                                |           | ○           |
|                    | 179 | 食の安全に関する知識の普及啓発         | 肉の生食や自然毒による食中毒の危険性、添加物や農薬の適正使用など安全への取組など、食に関する科学的根拠に基づいた理論や知識、最新データ等を活用し、衛生講習会等の場で普及啓発に努め、県民の正しいリスク認識につなげます。 | 保健医療部生活衛生課                                                | 再掲<br>196 | ○           |

## 【重点目標2】商品(食品以外)・サービスの安全性の確保

| 施策の方向              | 番号  | 施策(取組)名                             | 施策(取組)の概要                                                                                                                                                                                             | 担当部署          | 備考        | R8<br>実施の有無 |
|--------------------|-----|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----------|-------------|
| 1 家庭用品<br>等の安全性の確保 | 180 | 消費生活用製品の販売者に対する指導監視                 | 「消費生活用製品安全法」に基づき、特定製品(一般消費者の生命又は身体に対して、特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品)に係る技術基準適合マークの表示義務や特定保守製品(長期間の使用に伴い劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品)に係る表示義務・説明義務等に関して、販売事業者に対する立入検査等を実施し、消費者の生命・身体に対する危害の防止を図ります。 | 県民生活部くらし安全安心課 |           | ○           |
|                    | 181 | 電気用品の販売業者に対する指導監視                   | 「電気用品安全法」に基づき、電気製品による災害等の発生を防止するため、電気用品販売事業者への立入検査を行い、粗悪な電気製品の販売について指導監視を行います。                                                                                                                        | 知事直轄消防保安課     |           | ○           |
|                    | 182 | 液化石油ガスの販売業者に対する指導監視                 | 一般消費家庭の事故防止を図るため、販売事業者に対し、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の適正な運用を通じ、法令遵守の徹底を指導するとともに、液化石油ガス消費者保安対策を推進します。                                                                                                 | 知事直轄消防保安課     |           | ○           |
|                    | 183 | 有害物質を含有する家庭用品の安全対策                  | 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、基準の定められている家庭用品(繊維製品、家庭用化学製品等)について試買検査を実施します。                                                                                                                             | 保健医療部生活衛生課    |           | ○           |
| 2 医薬品等の<br>安全性の確保  | 184 | 医薬品等の製造販売業者等に対する指導監視                | 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性を確保するため、製造から流通、市販後に至る一連の流れの中で、これら製造販売業者等に対する重点的な指導監視を行います。                                                                                                             | 保健医療部医薬安全課    |           | ○           |
|                    | 185 | 毒物劇物の製造業者等に対する指導監視                  | 毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、これら製造業者等に対し、毒物劇物の適正保管等について指導監視を行います。                                                                                                                                           | 保健医療部医薬安全課    |           | ○           |
| 3 サービス<br>の安全性の確保  | 186 | 生活衛生営業施設の指導監視                       | 関係法令に基づき、生活衛生営業施設(理容・美容・クリーニング・旅館・興行場・公衆浴場)の施設管理や衛生管理など日常管理について、指導監視を実施します。                                                                                                                           | 保健医療部生活衛生課    |           | ○           |
| 4 住宅の<br>安全性の確保    | 187 | 岡山県建築物耐震診断等事業(木造住宅耐震診断事業等)による耐震化の促進 | 岡山県木造住宅耐震診断マニュアル等による適正な住宅の耐震診断を実施し、それに基づく改修の促進を図ります。<br>木造住宅等の耐震診断(現況診断、補強計画)及び耐震改修への市町村補助事業に対し、その費用の一部を助成します。                                                                                        | 土木部建築指導課      |           | ○           |
|                    | 188 | 住宅性能表示制度及び住宅瑕疵担保制度等の普及・啓発           | 新築住宅の供給に当たっては、消費者が安心して住宅を取得できるよう、住宅性能を等級や数値で表した住宅性能表示制度や住宅事業者に保険への加入又は保証金の供託を義務付けた住宅瑕疵担保制度の情報提供に努めるとともに、事業者に対する適切な指導を行います。                                                                            | 土木部住宅課        | 再掲<br>202 | ○           |
|                    | 189 | 室内空気汚染物質相談の実施                       | 住居環境に関する知識の普及啓発、情報提供等を目的とし、「室内空気汚染物質対策実務マニュアル」に従い、アスベスト等を含む県民からの住居環境に関する相談に対して、情報提供、助言等を行います。                                                                                                         | 保健医療部生活衛生課    |           | ○           |
|                    | 190 | 道路、住宅等の防犯指針の普及促進                    | 平成19年3月に策定した「犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車等駐車場の構造、設備等に関する指針」及び「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の普及を促進し、犯罪の発生しにくい社会環境の整備を図ります。                                                                                 | 県民生活部くらし安全安心課 | 再掲<br>203 | ○           |

### 【重点目標3】安心の定着に向けた信頼の確立

| 施策の方向     | 番号  | 施策(取組)名                     | 施策(取組)の概要                                                                                                                                 | 担当部署                                                      | 備考        | R8<br>実施の有無 |
|-----------|-----|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------|-------------|
| 1 情報の提供   | 191 | 情報発信手段の充実                   | ホームページの掲載内容を充実させるほか、従来から取り組んでいるラジオや広報紙等に加えてSNSも活用し、情報を発信します。                                                                              | 保健医療部生活衛生課                                                |           | ○           |
|           | 192 | 食の安全サポーターへの情報提供等            | 食の安全サポーター(※)登録団体等へ、県から食の安全・安心情報を提供します。サポーターは、所属の組織内で情報を共有することで、正しい知識の習得や理解を深めます。<br>※県民へ食に関する正しい知識や理解を深めるため、自主的に活動する企業(団体)として、登録された企業(団体) | 保健医療部生活衛生課                                                |           | ○           |
|           | 193 | 食品等事業者が行う衛生管理の取組紹介          | 食品等事業者が食品の安全確保のため行っている日々の衛生管理の取組等について、SNS等で県民に紹介します。                                                                                      | 保健医療部生活衛生課                                                |           | ○           |
|           | 194 | 食品の回収等の情報の公表(再掲)            | 自主回収の着手情報や他自治体で発生した事件、事故に係る食品が県内に流通している場合などは、県民に必要な情報を迅速に公表し、健康危害の発生防止に努めます。                                                              | 保健医療部生活衛生課                                                | 再掲<br>176 | ○           |
|           | 195 | 食の安全を揺るがす事態に対する正確な情報の公表(再掲) | 食の安全に係る事件や事故の情報を探知した場合は、迅速に対応し、県民に対し正確な情報を伝えることで、健康危害の発生や拡大の防止に努めます。<br>さらに、正しい理解が進むことで、風評被害の発生も避けられるため、食の安心に与える影響を最小限に抑えることができます。        | 県民生活部くらし安全安心課<br>保健医療部健康推進課・生活衛生課<br>農林水産部農産課・畜産課・林政課・水産課 | 再掲<br>177 | ○           |
|           | 196 | 食の安全に関する知識の普及啓発(再掲)         | 肉の生食や自然毒による食中毒の危険性、添加物や農薬の適正使用など安全への取組など、食に関する科学的根拠に基づいた理論や知識、最新データ等を活用し、衛生講習会等の場で普及啓発に努め、県民の正しいリスク認識につなげます。                              | 保健医療部生活衛生課                                                | 再掲<br>179 | ○           |
|           | 197 | ホームページ「健康おかやま21」の充実         | 県の健康増進計画である「第3次健康おかやま21」を広く県民に普及するために開設したホームページの充実を図ります。                                                                                  | 保健医療部健康推進課                                                |           | ○           |
|           | 198 | おかやまからだ晴れ食サポート事業            | 健康・食育の情報発信や減塩、野菜摂取量の増加、適切な量と質の食事提供に取り組んでいる「おかやまからだ晴れ食サポーター(食品関連事業者)」とその取組内容を県ホームページ等で紹介しています。                                             | 保健医療部健康推進課                                                |           | ○           |
|           | 199 | 薬事衛生知識の普及啓発及び医薬品等の情報伝達      | 「薬と健康の週間」を中心に岡山県薬剤師会等と協力して薬事衛生知識の普及啓発を図るとともに、薬に関する問い合わせに対応します。                                                                            | 保健医療部医薬安全課                                                |           | ○           |
|           | 200 | 介護サービス情報公表システムでの情報公開        | 介護サービス情報公表システムを活用して、県民に対して介護サービス事業所等の情報提供を行っています。                                                                                         | 子ども・福祉部指導監査課                                              |           | ○           |
|           | 201 | 製品事故等の情報提供                  | 消費者安全法及び消費生活用製品安全法に基づく重大事故等の情報、リコール情報等の提供を行います。                                                                                           | 県民生活部くらし安全安心課                                             |           | ○           |
|           | 202 | 住宅瑕疵担保制度の普及促進(再掲)           | 住宅事業者が保険への加入又は保証金の供託を義務付ける住宅瑕疵担保制度についてホームページ等を通じて普及啓発を図ります。                                                                               | 土木部住宅課                                                    | 再掲<br>188 | ○           |
|           | 203 | 住宅の防犯指針の普及促進(再掲)            | 平成19年3月に策定した「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の普及を促進し、犯罪の発生しにくい社会環境の整備を図ります。                                                                     | 県民生活部くらし安全安心課                                             | 再掲<br>190 | ○           |
| 2 相互理解の促進 | 204 | リスクコミュニケーション事業の実施           | リスクコミュニケーターが提案する「視察型研修」等の活動に対する支援を行い、消費者と食品等事業者との相互理解を深めるための取組を進めます。                                                                      | 保健医療部生活衛生課                                                |           | ○           |
|           | 205 | 科学的な視点に立った意見交換の実施           | 消費者を対象とした衛生講習会において、科学的な視点に立って食の安全・安心をテーマに正確な情報を分かりやすく説明したり、食品等事業者が行う食品の安全確保の取組について紹介するとともに、意見交換を実施します。                                    | 保健医療部生活衛生課                                                |           | ○           |